

派遣学生 各位
取りまとめ大学 各位

独立行政法人日本学生支援機構
留学生事業部海外留学支援課

海外留学支援制度(学部学位取得型・大学院学位取得型) 危険情報又は感染症危険情報に関する奨学金等の取扱いについて

外務省「海外安全ホームページ」上の危険情報又は感染症危険情報について、令和5(2023)年10月26日以降は、以下のとおり、一部、取扱いに変更がありますので通知します。本通知に記載していない事項については、これまでの募集要項及び手続の手引と同様の扱いとします。

《危険情報又は感染症危険情報に関する10月26日以降の取扱い》*学部・大学院共通

(1) 奨学金等の支給について

(変更前)

派遣学生が次の事項に該当した場合、機構は奨学金等の支給を休止します。また、当該期間に既に機構が奨学金等を支給している場合は、奨学金等を返納させることがあります。

① 支援期間開始時又は支援期間中に、外務省の「海外安全ホームページ」上の危険情報又は感染症危険情報のうち「レベル2: 不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域に渡航する又は留学している場合

(変更後)

派遣学生が次の事項に該当した場合、機構は奨学金等の支給を休止します。また、当該期間に既に機構が奨学金等を支給している場合は、奨学金等を返納させることがあります。

① 支援期間開始時又は支援期間中に、外務省の「海外安全ホームページ」上の危険情報又は感染症危険情報のうち「レベル2: 不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域に渡航する又は留学している場合

ただし、レベル2の場合に限り、渡航に係る誓約書等の提出により、支援を認めます。

(2) 休学について

(変更前)

支援期間中の休学は原則認めません。

(変更後)

支援期間中の休学は原則認めません。

ただし、外務省の「海外安全ホームページ」上の危険情報又は感染症危険情報がレベル2以上であることを理由に休学を希望する場合は、最長1年間までの休学を認め、休学期間分の支援期間の延長を認めます。

(3) 支援開始時期について(2023年度新規採用者)

(変更前)

2023 年度中に支援開始手続きを申請しない場合や留学を開始しない場合は、採用を取り消します。

(変更後)

2023 年度中に支援開始手続きを申請しない場合や留学を開始しない場合は、採用を取り消します。

ただし、外務省の「海外安全ホームページ」上の危険情報又は感染症危険情報がレベル2以上であることを理由に支援開始の延期を希望する場合は、2025 年 3 月 31 日までであれば支援開始時期の延期を認めます。

【その他】

- ・ 手続きの詳細については、機構からの指示にしたがってください。
- ・ 渡航前、渡航中は、自身の責任において安全に留意してください。特別な事情が生じた場合は、機構に連絡してください。
- ・ レベル3(渡航中止勧告)又はレベル4(退避勧告)に引きあがった場合は、奨学金の支給を見合わせるとともに、速やかな帰国を要請します。

以上

【本件にかかる照会先】

独立行政法人日本学生支援機構 留学生事業部 海外留学支援課 学位留学係

〒135-8630 東京都江東区青海2-2-1

TEL:03-5520-6014 E-mail:(学部)gakubugakui@jasso.go.jp (大学院)iso3@jasso.go.jp

※本制度採用者及び取りまとめ大学関係者は連絡用のシステム上でご連絡ください。